



高等教育の修学支援新制度における確実な財政措置に関する要望

先般、高等教育の修学支援新制度について、関連法案が国会を通過しました。消費税を財源とするこの最重要政策は2020年度からの実施に向け、各方面で準備が進められています。

これまで公立大学は、質の高い教育機会を提供し、地域の要請に応える優秀な人材を輩出してきました。公立大学は、国公立大学の中で、相対的に経済状況が厳しい家庭にある学生を多く受け入れていることが日本学生支援機構の調査で明らかになっており、公立大学には、設置自治体と連携しつつ、本制度の趣旨に沿った学生支援を確実に行っていく責任があります。

これを踏まえ、公立大学協会は、本制度における財政措置について、下記のことを要望いたします。

記

- 公立大学の設置団体は、公立大学生に対する授業料等減免に関する財源について、基盤的経費を圧迫することなく、明確に峻別し措置すること。
- その際、留学生及び大学院生を含む、本制度の対象とならない学生についての支援が、現行の授業料等減免の水準を下回らないように配慮すること。

令和元年8月1日

全国公立大学設置団体協議会
会長 小川 洋 様

一般社団法人公立大学協会
会長 鬼頭 宏

